

第 109 回丹波市議会定例会

自 令和 2 年 5 月 29 日
至 令和 2 年 6 月 26 日

議案審議資料

(No. 2)

【目次】

- ① 発議第 2 号 (丹波市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた
財源確保に伴う関係条例の整備に関する条例制定) . . . 1 ~ 4

丹波市議会事務局

発議第 2 号

丹波市議会新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた財源確保に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策・自粛要請によって、市民の日常生活また医療・経済活動に甚大な影響を及ぼしている。こうした状況の中で、市議会として市民とともにこの困難を共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、これを乗り越えるために全力を挙げる決意と、感染症対策に向けた財源確保を目的として一括整備条例を制定し、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 第 1 条関係 丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）の一部改正

ア 令和 2 年 6 月の期末手当の額から100分の20を乗じて得た額に相当する額を減額するため、附則に 1 項を加える。

(2) 第 2 条関係 丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）の一部改正

ア 令和 2 年 6 月 1 日から同年12月 4 日までの間、政務活動費を交付しないこととするため、附則に 1 項を加える。

イ 別表中の字句修正

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

【削減効果額】

項目	削減効果額
6 月議会議員期末手当	2, 949, 122円
政務活動費	1, 400, 000円
計	4, 349, 122円

丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第40号 最終改正 令和元年9月30日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡又は議会の解散によりその職を離れた議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日とする場合においては100分の185、12月1日を基準日とする場合においては100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡等で離職した議員にあっては、退職又は離職した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の190」と読み替えるものとする。</p>	<p>○丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例</p> <p>平成16年11月1日 条例第40号 最終改正 令和元年9月30日条例第13号 (期末手当)</p> <p>第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、死亡又は議会の解散によりその職を離れた議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月1日を基準日とする場合においては100分の185、12月1日を基準日とする場合においては100分の195を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職又は死亡等で離職した議員にあっては、退職又は離職した日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額に、当該議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給日は、一般職の職員の例による。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の190」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(令和2年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)</u></p> <p>3 <u>令和2年6月に支給する第5条の規定に基づき支給される期末手当の額については、当該支給されるべき期末手当の額から、当該支給されるべき期末手当の額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずる。</u></p>

丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○丹波市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日 条例第12号 最終改正 平成29年3月27日条例第16号</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、会派等に対し交付する。 （交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派等の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>3 政務活動費は、4月から9月まで及び10月から3月までの区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付できるものとする。</p> <p>4 年度の途中において、補欠選挙により当選した議員（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）に対しては、任期開始の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。</p> <p>5 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。</p> <p>6 年度の途中において会派を退会した議員に対しては、退会した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。 （交付申請）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派等の代表者は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>2 年度の途中において、選挙（補欠選挙、繰上補充及び再選挙による場合を含む。）により当選した議員は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>3 年度の途中において会派を退会した議員は、退会した日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>4 年度の途中において会派を結成した場合は、その代表者は、結成した日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとす</p>	<p>○丹波市議会政務活動費の交付に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成17年3月30日 条例第12号 最終改正 平成29年3月27日条例第16号</p> <p>（交付対象）</p> <p>第2条 政務活動費は、会派等に対し交付する。 （交付額及び交付方法）</p> <p>第3条 政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における会派等の所属議員数に月額10,000円を乗じて得た額を上限とする。</p> <p>2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>3 政務活動費は、4月から9月まで及び10月から3月までの区分による期間（以下「半期」という。）ごとに交付できるものとする。</p> <p>4 年度の途中において、補欠選挙により当選した議員（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）に対しては、任期開始の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。</p> <p>5 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、その結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。</p> <p>6 年度の途中において会派を退会した議員に対しては、退会した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費の交付の対象とする。 （交付申請）</p> <p>第4条 政務活動費の交付を受けようとする会派等の代表者は、毎年度、4月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>2 年度の途中において、選挙（補欠選挙、繰上補充及び再選挙による場合を含む。）により当選した議員は、任期開始の日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>3 年度の途中において会派を退会した議員は、退会した日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとする。</p> <p>4 年度の途中において会派を結成した場合は、その代表者は、結成した日の属する月の翌月10日までに政務活動費交付申請書を市長に提出するものとす</p>

る。

- 5 年度の途中において会派の所属議員に異動があった場合は、その代表者は、速やかに政務活動費交付変更申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請に係る会派等について、政務活動費の交付の決定を行い、会派等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定した後において申請事項に係る変更の事由が生じた場合は、交付決定変更通知書により、会派等に通知するものとする。

(使途基準)

第6条 会派等は、政務活動費を別表に定める使途基準に従い使用しなければならない。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

会派等に係る政務活動費の使途基準
《別表省略》

る。

- 5 年度の途中において会派の所属議員に異動があった場合は、その代表者は、速やかに政務活動費交付変更申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請に係る会派等について、政務活動費の交付の決定を行い、会派等に通知するものとする。

- 2 前項の規定により交付決定した後において申請事項に係る変更の事由が生じた場合は、交付決定変更通知書により、会派等に通知するものとする。

(使途基準)

第6条 会派等は、政務活動費を別表に定める使途基準に従い使用しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(令和2年新型コロナウイルス感染症に係る特例措置)

- 2 令和2年6月1日から同年12月4日までの間、第2条から第5条までの規定にかかわらず、政務活動費は交付しない。

別表 (第6条関係)

会派等に係る政務活動費の使途基準
《別表省略》